

個人情報管理規程

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

（目的）

第 1 条 個人情報保護法の実施にともない、個人情報を扱う事業所や団体は、個人情報取扱業者となり、個人情報の流失、目的外使用の禁止などの管理監督が義務付けられている。よって公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）は、個人情報の管理について次の規程を設け、厳格に管理を行うものとする。

（個人情報）

第 2 条 個人情報とは、個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、職場名、職場の所在地、役職、家族の氏名、メールアドレスなど、個人に属するすべての情報である。

（管理する情報の範囲）

第 3 条 ネットワークに加入する目的で提出された書類、ネットワークが規定している各サービスの適用を受けるために事業所や個人が提出した書類、その他必要に応じて口頭で聴取した内容で個人情報と判断されるもの。

（個人情報の取得）

第 4 条 個人情報は、定められた規定に基づいて活動に必要な範囲で取得し、受益者の利益を守る活動に活用するために取得するものである。

（個人情報の管理）

第 5 条 ネットワーク職員は、個人情報保護のため次の行為をしてはならない。

- ① 職務上知り得た会員の個人情報をネットワーク事業遂行以外に利用すること。
- ② 個人情報を記入した書面などのコピー、転記を許可なく行うこと。
- ③ 個人情報を記載した書面等を事務所外に持ち出すこと。ただし、職務上必要とされる個人情報の転記、コピー等は管理責任者の許可を得て行うこととする。
- ④ 職務上、入手した事業所や会員にかかわる情報を口頭で第三者に伝えたり、業務以外に利用すること。

（個人情報の保管）

第 6 条 個人情報にかかわる書面、コンピューターに入力されている情報やデータは、管理を徹底し、職員以外の者が職務に使用する以外で閲覧できないようにしなければならない。

（第三者への提供）

第7条 会員が受益するために必要な情報提供を被受益者に行う以外に、以下の場合を除いては本人同意なく第三者に提供することはしない。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 人の生命、身体または財産保護のために必要である場合であっても、本人同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上または児童などの健全な推進のために特に必要である場合であって、本人同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国及び地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

（管理責任者の設置）

第8条 ネットワークは個人情報を保護するために、個人情報管理責任者を設置する。個人情報管理責任者は、ネットワーク専務理事が職員の中から選任するものとする。

（既定の改廃）

第9条 この規定の改廃は、ネットワーク理事長が行うものとする。

附則

この規程は2005年2月20日施行する。

この規程は2013年4月1日から改定し施行する。